

1 いじめの定義

「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど生徒にとって一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」（文部科学省「いじめ防止対策推進法」による）

2 いじめ防止対策の具体的取組

①道徳教育の充実

人権学習を充実し、いじめ根絶の姿勢（いじめは絶対に許されない、卑劣な行為だという共通認識）を明確に提示する。
豊かな心の醸成（自己肯定感や充実感の感じられる学校づくり）に努める。

②早期発見の姿勢

生徒観察の充実、個別面談の充実、アンケート等の実施に努める。
ささいな変化に気づく力を高め、相談しやすい関係の構築に努める。

③相談体制の整備

生徒と職員の二者面談の充実、保護者と学校との密な連絡に努める。
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等外部の専門家への相談体制の整備に努める。
校内の委員会組織「いじめ対策委員会」「生徒指導委員会」などを必要に応じて開き、協議する。

④調査研究の推進

インターネット等を通じての行為への対策などを専門家（メディア安全指導員など）の助言をもとに指導・研究する。

3 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応を行う。被害生徒を守るとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導し、事態の解決を図る。これらの対応について、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ①発見・通報に対して、どこでも起こりうるとの共通認識のもと、真摯に傾聴の姿勢で臨む。（面談やアンケートなど具体的方策を活用する）
- ②発見・通報に対しては、該当職員だけで抱え込まず、学校組織として対処する姿勢を堅持する。「いじめ対策委員会」「生徒指導委員会」等を召集する。
- ③生徒・保護者・学校組織の連携を密にし、必要に応じて外部機関（SC・SSWなど）の活用も積極的に行う。情報の確実な引継ぎに留意する。
- ④必要に応じて、外部機関（警察・法務局など）との連携を図る。
重大事態が発生した場合は、「長崎県いじめ防止基本方針」に定める「重大事態への対処（後のチャート図参照）」に従い、適切に対応する。

【県立学校】

